

資料編

1 計画策定の経過	29
2 児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画の策定及び検討体制	30
3 地域の子育て家庭のリスク状況（イメージ）と各専門部会での検討事項	31
4 川崎市子どもを虐待から守る条例	32
5 子育て支援・児童虐待対策推進委員会設置要綱	35
6 子育て支援・児童虐待対策推進委員会開催状況	38
7 各専門部会検討状況まとめ	39

1 計画策定の経過

「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」の策定にあたっては、庁内における検討体制「子育て支援・児童虐待対策推進委員会」に4つの専門部会を設置し、平成25年3月に策定した「児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」を基にそれぞれ個別具体的な検討を行いました。

平成24年度の検討内容

川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針

子育て支援・児童虐待対策推進検討委員会 (H24.8~H25.1)

(委員会、幹事会、区こども支援部会、児童相談所部会、母子保健事業プロジェクト会議、母子保健部会、3部会合同部会)

川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針（案）策定

○平成25年1月30日 市民委員会（議会）へ報告

○平成25年1月31日～平成25年3月1日 パブリックコメント実施

川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針【策定】(H25.3)

○平成25年4月 川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針の策定・公表

○平成25年5月 児童福祉審議会へ報告

平成25年度の検討内容

川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画

子育て支援・児童虐待対策推進委員会 (H25.5~H26.1)

(幹事会、こども支援部会、母子保健部会、児童家庭支援部会、児童相談所部会、母子保健部会)

各専門部会からの中間取りまとめ (H25.9)

各専門部会検討内容取りまとめ (H25.12)

子育て支援・児童虐待対策推進委員会・幹事会 (H26.1～2)

川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画【策定】(H26.2)

○平成26年2月 議会（市民委員会）への説明

○平成26年2月 川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針の策定・公表

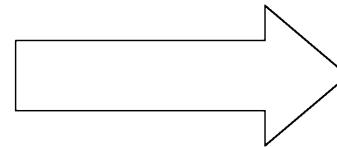
2 児童家庭支援・児童虐待対策推進計画の策定及び検討体制

《平成 25 年度の主たる取組》

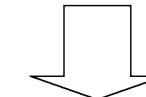
★「児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」を踏まえた『事業推進計画』の策定

◎基本方針の骨子

- 方針1》地域での子育て支援の充実
- 方針2》虐待の発生予防策の推進
- 方針3》早期発見・早期対応の充実
- 方針4》専門的支援の充実
- 方針5》社会的養護の充実
- 方針6》地域連携・広域連携等の強化
- 方針7》人材育成の推進



7つの基本方針の具現化



事業推進計画による施策・事業の
PDCA サイクル

《平成 25 年度の検討体制》

★「子育て支援・児童虐待対策推進委員会」における継続した検討

⇒平成 25 年度の検討課題に合わせて 4 つの専門部会

《こども支援部会》

(検討事項)

- 地域での子育て支援の充実
⇒子育てに関する機関や地域の
団体との連携
- ⇒区役所による子育て支援の仕
組みづくり
- ⇒地域の子育てサロン等への情
報提供のあり方

《母子保健部会》

(検討事項)

- 虐待の発生予防策の推進
- 早期発見・早期対応の充実
⇒IT化による妊娠期からの母子保
健情報の管理手法の検討
- ⇒子育て家庭への的確な支援
- ⇒妊娠期から出産後のケアのあり
方の検討と乳幼児健診の実施方
法の見直し

《児童家庭支援部会》

(検討事項)

- 早期発見・早期対応の充実
- 専門的支援の充実・強化
⇒ケース管理手法の検討
- ⇒保健福祉センターと児童相談所
の連携手法の検討
- ⇒要保護児童対策地域協議会の機
能強化の取組

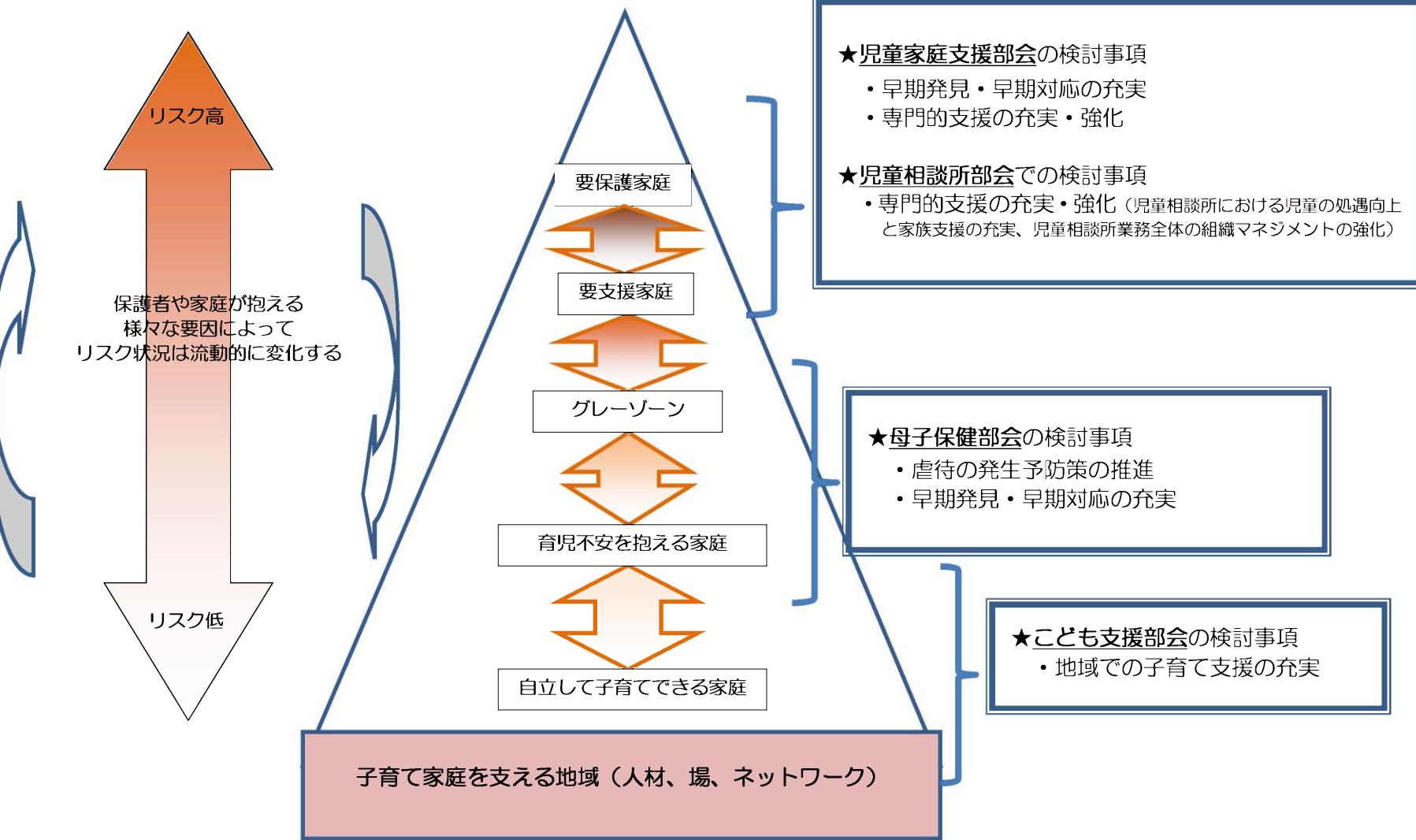
《児童相談所部会》

(検討事項)

- 児童の処遇向上と家族支援の充
実
- 業務全体の組織マネジメントの
強化
⇒児童及び保護者(家族)の個別ケ
アの相談・支援
- ⇒業務の全体把握を踏まえた迅速
かつ的確な組織判断

3 地域の子育て家庭のリスク状況（イメージ）と各専門部会での検討事項

-31-



4 川崎市子どもを虐待から守る条例

平成 24 年 10 月 10 日条例第 46 号

目次

- 第1章 総則（第1条～第7条）
- 第2章 区役所の機能の強化（第8条・第9条）
- 第3章 未然防止（第10条～第13条）
- 第4章 早期発見及び早期対応（第14条・第15条）
- 第5章 虐待を受けた子ども等に対する支援（第16条～第20条）
- 第6章 雜則（第21条・第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもを虐待から守ることに関し、基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするほか、必要な事項を定めることにより、施策の推進と、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 法第 2 条に規定する保護者をいう。
- (3) 虐待 法第 2 条に規定する児童虐待をいい、保護者が、その監護する子どもに対する当該保護者が交際している者その他の同居人以外の者による同条第 1 号、第 2 号又は第 4 号に掲げる行為と同様の行為を放置することを含むものとする。
- (4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

（基本理念）

第3条 虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、ひいては子どもを死に至らしめる危険をはらんでおり、これを決して行つてはならない。

2 子どもを虐待から守る施策は、子どもの最善の利益に配慮するとともに、子どもの安全を最優先に考えたものでなければならない。

3 何人も、虐待を見逃さないよう努めるとともに、虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努めなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、虐待の対応に当たっては、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最も優先しなければならない。

2 市は、子どもを虐待から守り、虐待のないまちづくりを推進するため、子育て家庭が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動に対し必要な支援を行うものとする。

3 市は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、関係機関等の人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術の修得に関する研修を行うものとする。

4 市は、虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び拡充に努めるとともに、資質の向上を図るために研修等を行うことにより人材の育成に努めなければならない。

5 市は、虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析及び検証を行うとともに、虐待の未然防止及び早期発見のための方策、虐待を受けた子どものケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援の在り方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割その他虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究を行うものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、子どもを虐待から守り、虐待のないまちづくりを推進するための市の施策及び関係機関等の取組に積極的に協力するよう努めなければならない。

（保護者の責務）

第6条 保護者は、虐待を決して行つてはならず、子どものしつけに際して人権に配慮し、子どもの心身の健全な成長及び発達を図るよう努めなければならない。

(関係機関等の責務)

第7条 関係機関等は、子どもを虐待から守るため、虐待の防止等に努めるほか、虐待のないまちづくりを推進するための市の施策に協力するとともに、虐待のないまちづくりを推進するための取組を積極的に実施するよう努めなければならない。

2 関係機関等は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、専門的な知識及び技術の修得に関する研修をその職員に受けさせ、又は受けることにより、その職員又は自らの資質の向上に努めなければならない。

第2章 区役所の機能の強化

(区役所の体制の強化)

第8条 市は、虐待の防止等に関し、区役所において子ども及び保護者への支援を適切に行うことができるよう、必要な体制の整備及び職員の研修の徹底に努めなければならない。

(情報の共有)

第9条 市は、虐待の防止等のため、虐待が行われた、又は行われるおそれがある場合はその旨の情報を区役所及び児童相談所において適切に共有し、それぞれが管理する情報に差異が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、区役所における当該情報の共有の徹底を図るものとする。

第3章 未然防止

(子育てに関する支援のための施策)

第10条 市は、虐待の未然防止に当たり、市民及び子育て支援機関等（子育てに関する支援を行う機関、団体その他の関係者をいう。以下同じ。）と連携し、子育てに関する支援のための施策の充実その他安心して子育てができるような環境の整備に努めなければならない。

2 子育て支援機関等は、虐待の未然防止に当たり、子育てに関する支援のための市の施策に協力するよう努めるものとする。

(子育てに関する情報の提供又は相談)

第11条 市は、前条に規定する子育てに関する支援のための施策として、子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務を行う場合には、子育ての経験者、保育又は看護の従事経験者等との連携に努めるとともに、保護者又は妊産婦と接する機会その他の適当な機会の利用に努めるものとする。

2 市は、虐待の未然防止に当たり、子育て支援機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る活動について、専門的な知識及び技術の提供その他必要な支援を行うものとする。

(乳児家庭全戸訪問事業等の活用等)

第12条 市は、虐待の未然防止に当たり、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条に規定する健康診査等を活用するとともに、これらの事業により状況を把握できなかった家庭の情報を区役所及び児童相談所において共有するよう努めるものとする。

(児童虐待防止推進月間)

第13条 市民の間に広く子どもを虐待から守ることについての关心と理解を深めるため、児童虐待防止推進月間を設ける。

2 児童虐待防止推進月間は、毎年11月とする。

3 市は、児童虐待防止推進月間において、関係機関等、子育て支援機関等その他虐待の防止等に関係する機関、団体等と連携し、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

第4章 早期発見及び早期対応

(早期発見のための環境整備)

第14条 市は、虐待を早期に発見できるよう、関係機関等との連携を十分に図るものとする。

2 病院並びに学校及び保育所等は、虐待防止委員会その他の職員の相談、報告等に基づき虐待を早期に発見し、対応の方針を協議するための複数の職員で構成される組織を設置するよう努めるとともに、職員が虐待を早期に発見し、適切に対応するための手引を作成するよう努めるものとする。

(通告に係る対応)

第15条 市民及び関係機関等は、法第6条第1項の規定による通告（以下「通告」という。）の義務を有していることを自覚し、当該義務を怠らないようにしなければならない。

2 市は、通告があった場合は、直ちに虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該通告を受けてから遅くとも48時間以内に当該通告に係る子どもを直接目視することを基本として、面会その他の方法により、当該子どもに係る法第8条第1項又は第2項に規定する安全の確認（以下「子どもの安全確認」という。）を行わなければならない。

3 通告の対象となった子どもの保護者は、市が行う子どもの安全確認に協力しなければならない。

- 4 市民及び関係機関等は、市が行う子どもの安全確認に協力するよう努めなければならない。
- 5 市は、子どもの安全確認を行う場合は、法第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定に従ってためらわずに警察の援助を求めなければならない。
- 6 市は、子どもの外傷又は身体若しくは精神の衰弱の状態から虐待が疑われるとの見解を医師等の専門的知識を有する者から受けた場合は、その見解を最大限尊重し、子どもの安全確認を徹底しなければならない。
- 7 市は、通告をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるものとする。
- 8 市は、通告の対象となった子どもに関し虐待が行われているおそれがないと認めた場合において、当該通告により心理的外傷その他の影響を受けた子ども及び保護者に対し必要な支援を行うよう努めなければならない。

第 5 章 虐待を受けた子ども等に対する支援

(専門的な治療、心理療法等の支援)

第 16 条 市は、虐待を受けた子どもが心身の回復に向け、専門的な治療、心理療法等を受けられるようにするため、関係機関等と連携し、当該子どもに対する支援並びにその保護者に対する支援及び指導を行うよう努めるものとする。

(保護者に対する再発防止のための指導)

第 17 条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止のための指導の徹底等に努めるものとする。

(子どもに対する教育支援)

第 18 条 教育委員会及び学校は、虐待を受けた子どもがその年齢及び能力に応じ、十分な教育を受けられるよう環境を整備し、必要な支援を行うものとする。

(里親等への支援の充実)

第 19 条 市は、虐待を受けた子どもの養育のため、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親（以下「里親等」という。）への委託に関し、里親等の養育負担の軽減、養育不安の解消及び養育技術の向上のために必要な支援の充実を図るものとする。

(転出する場合の措置)

第 20 条 市は、虐待を受けた、又は受けるおそれのある子ども及びその保護者に対する支援の途中でこれらの者が市外に転出する場合は、転出先の地方公共団体へ当該支援に必要な情報を伝達し、その他必要な支援を途切れさせないために必要な措置を講ずるものとする。

第 6 章 雜則

(市長の報告)

第 21 条 市長は、毎年、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を市民に公表するものとする。

(委任)

第 22 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
(見直し)
- 2 議会は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

5 川崎市子育て支援・児童虐待対策推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市における子育て支援及び児童虐待対策に関する取組を推進し、総合的かつ効果的な子育て支援体制の構築に向けて全庁的に協議、調整することを目的として、関係部局から成る川崎市子育て支援・児童虐待推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 児童相談所、区役所その他こども及び家庭にかかわる相談・支援機関の役割、機能、業務内容及び組織体制並びに各機関の連携に関すること。
- (2) その他子育て支援及び児童虐待対策に関し必要な事項に関すること。

(委員会)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、担当副市長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職員の者をもって充てる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。
- 5 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 6 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で出席させることができる。

(幹事会)

第4条 委員会を補佐するため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、こども支援部長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を委員会に出席させることができる。
- 6 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 7 幹事が、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で出席させることができる。

(専門部会)

第5条 第2条に定める事項の調査及び検討を行うため、委員会に専門部会を置く。

- 2 専門部会は、調査の必要な事項に応じて置くものとし、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、幹事長の推薦を受けて委員長が指名した者をもって充てる。
- 4 部会員は、部会長の指名した者をもって充てる。
- 5 部会長は、必要に応じて総務局、総合企画局、財政局の担当する職員をもって、オブザーバーとして部会に参加させることができる。
- 6 部会長は必要に応じて学識経験者等をもってアドバイザーとして部会に参加させることができる。
- 7 専門部会は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局を、市民・こども局こども本部児童家庭支援・虐待対策室に置く。

- 2 事務局は、委員会、幹事会及び各部会の庶務を処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

川崎市子育て支援・児童虐待対策推進委員会名簿

所 属 等	備 考
副市長	委員長
市民・こども局こども本部長	委 員
市民・こども局長	〃
総務局長	〃
総合企画局長	〃

財政局長	〃
健康福祉局長	〃
教育長	〃
川崎区長	〃
幸区長	〃
中原区長	〃
高津区長	〃
宮前区長	〃
多摩区長	〃
麻生区長	〃

別表第2（第4条関係）
川崎市子育て支援・児童虐待対策推進委員会幹事会名簿

所 属 等	備 考
市民・こども局こども本部こども支援部長（児童家庭支援・虐待対策室長兼務）	幹事長
市民・こども局こども本部児童家庭支援・虐待対策室担当課長	幹 事
〃 子育て施策部子育て支援課長	〃
〃 こども支援部こども福祉課長	〃
〃 こども支援部こども家庭課長	〃
市民・こども局人権・男女共同参画室担当課長	〃
健康福祉局総務部庶務課担当課長	〃
教育委員会事務局学校教育部指導課担当課長	〃
市民・こども局こども本部こども家庭センター総合支援課長	〃
〃 子育て施策部こども企画課長	〃
〃 子育て施策部青少年育成課長	〃
〃 保育事業推進部保育課長	〃
市民・こども局区政推進部区調整課長	〃
総務局行財政改革室担当課長	〃
総合企画局都市経営部企画調整課長	〃
財政局財政部財政課長	〃
健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長	〃
川崎区役所保健福祉センター児童家庭課長	〃
〃 こども支援室担当課長	〃
〃 大師地区健康福祉ステーション担当課長	〃
〃 田島地区健康福祉ステーション担当課長	〃
幸区役所保健福祉センター児童家庭課長	〃
〃 こども支援室担当課長	〃
中原区役所保健福祉センター児童家庭課長	〃
〃 こども支援室担当課長	〃
高津区役所保健福祉センター児童家庭課長	〃
〃 こども支援室担当課長	〃
宮前区役所保健福祉センター児童家庭課長	〃
〃 こども支援室担当課長	〃
多摩区役所保健福祉センター児童家庭課長	〃
〃 こども支援室担当課長	〃
麻生区役所保健福祉センター児童家庭課長	〃
〃 こども支援室担当課長	〃

6 子育て支援・児童虐待対策推進委員会開催状況

●委員会・幹事会

【事業推進計画策定、専門部会設置、スケジュール確認】

第1回幹事会開催 平成25年5月28日(火)

第1回委員会開催 平成25年6月11日(火)

【各専門部会からの中間報告】

第2回幹事会開催 平成25年9月4日(水)

第2回委員会開催 平成25年9月17日(火)

【各部会検討事項まとめ、事業推進計画案確認】

第3回幹事会開催 平成26年1月28日(火)

第3回委員会開催 平成26年2月4日(火)

●専門部会

【こども支援部会】

第1回開催 平成25年6月5日(水) / 第2回開催 平成25年7月19日(金)

第3回開催 平成25年8月22日(木) / 第4回開催 平成25年10月23日(水)

第5回開催 平成25年12月27日(金)

【母子保健部会】

第1回開催 平成25年5月31日(金) / 第2回開催 平成25年6月28日(金)

第3回開催 平成25年7月31日(水) / 第4回開催 平成25年8月28日(水)

第5回開催 平成25年10月18日(金) / 第6回開催 平成25年11月29日(金)

【児童家庭支援部会】

第1回開催 平成25年6月5日(水) / 第2回開催 平成25年7月2日(火)

第3回開催 平成25年12月2日(月)

【児童相談所部会】

第1回開催 平成25年6月14日(金) / 第2回開催 平成25年8月12日(月)

第3回開催 平成25年12月2日(月)

7 各専門部会検討状況まとめ

≪こども支援部会≫

関連する主な基本方針

基本方針1 「地域での子育て支援の充実」

検討内容

◎地域で子育てを支える環境づくり

育児不安を抱えず、地域で自立し見守られながら子育てできる環境づくりを推進するために、地域に身近な区役所が中心となり地域の子育て支援に関わるマネジメント・コーディネートを行うとともに、地域の人材や団体との連携を強化し、地域の社会資源（場、組織・人材、子育て支援事業）を有効活用できるネットワークを構築する。

検討まとめ

別紙資料参照。

検討経過及び検討内容

第1回 平成25年6月5日 地域の子育て支援の目的と子育て支援に関わる社会資源

第2回 平成25年7月19日 地域で子育てを支える環境づくり

第3回 平成25年8月22日 地域で子育てを支える環境づくり

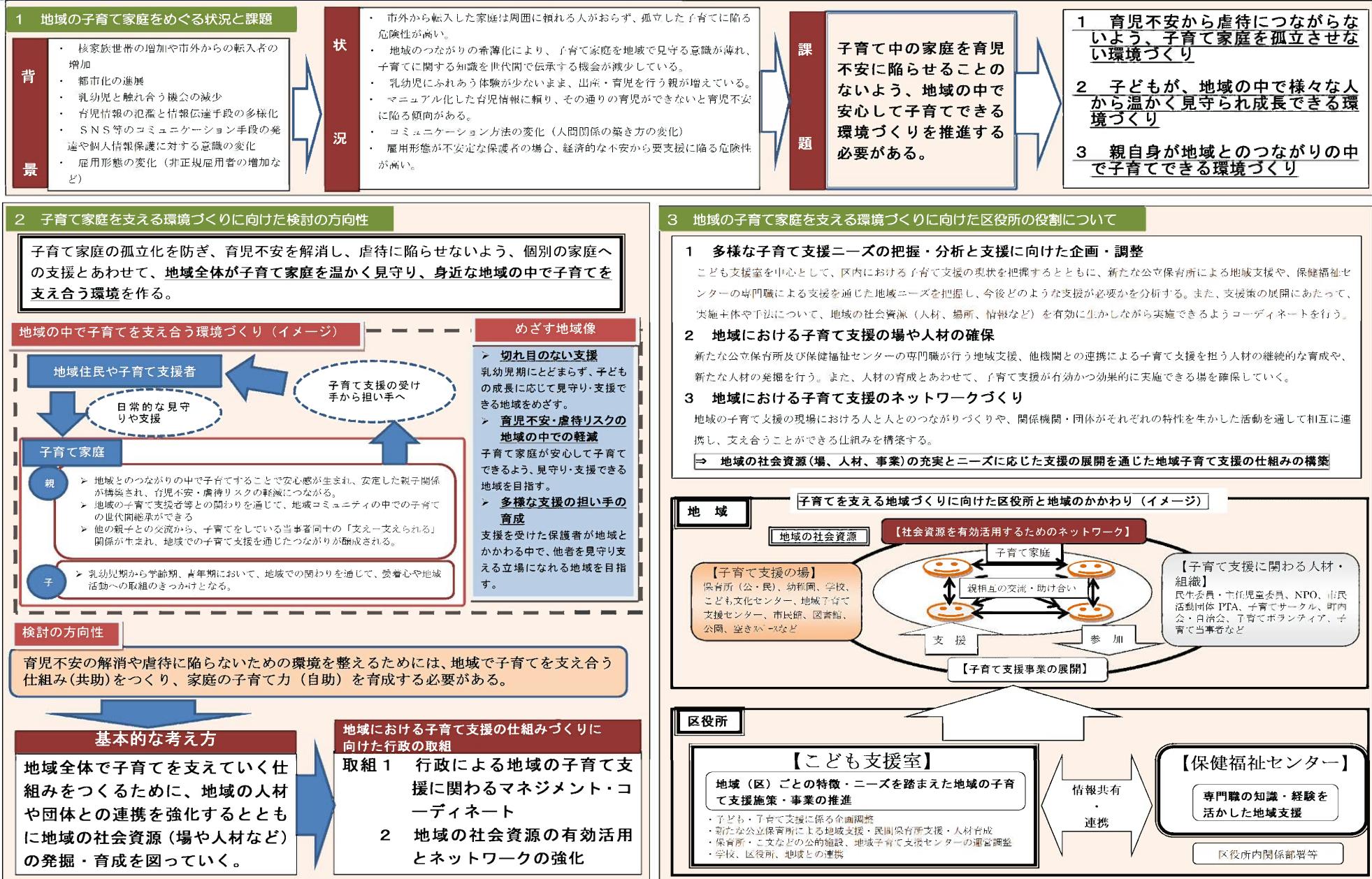
第4回 平成25年10月23日 地域で子育てを支える環境づくりとこども支援室の役割

第5回 平成25年12月27日 平成25年度こども支援部会まとめ

部会員名簿

部会長	中村 孝也（こども本部子育て施策部長）
副部会長	太山 和枝（多摩区こども支援室担当課長）
部会員	寺嶋 仁子（川崎区こども支援室課長補佐）
	石倉 江理（幸区こども支援室担当係長）
	佐藤 美佳（中原区こども支援室担当係長）
	秋田 達也（高津区こども支援室担当課長）
	飯田 栄子（宮前区こども支援室担当課長）
	野村 浩子（麻生区こども支援室担当課長）
	鈴木 みどり（教育委員会学校教育部川崎区・教育担当指導主事）
	丸山 みづほ（こども本部保育事業推進部保育課担当課長）
	平山 宏子（こども本部保育事業推進部保育課担当係長）
	堀田 彰恵（こども本部こども支援部こども家庭課長）
	堀 浩司（こども本部こども支援部こども福祉課課長補佐・児童福祉係長）
	大原 芳信（こども本部子育て施策部こども企画課担当係長）
事務局長	山本 奈保美（こども本部子育て施策部子育て支援課長）
副事務局長	森田 喜巳子（こども本部子育て施策部子育て支援課課長補佐）
事務局員	藤原 千尋（こども本部子育て施策部子育て支援課担当係長）
	池田 幸（こども本部子育て施策部担当係長）

地域で子育てを支える環境づくり ~地域子育て支援のあり方について~



《母子保健部会》

関連する主な基本方針

基本方針2 「虐待の発生予防策の推進」 基本方針3 「早期発見・早期対応の充実」

検討内容

◎保健サービスのあり方の検討

子育ての課題、ライフスタイルや社会資源の変容、市民ニーズの実情を踏まえた、より効果的・効率的な事業推進にむけた保健サービスの新たな手法も踏まえたあり方を検討する。

◎個別支援及び地域支援強化に向けた検討

妊娠期から全数を対象とする母子保健事業の特性を活用し、要支援家庭の把握と支援体制の充実を図る。

◎母子保健情報の効率的な管理手法の検討

的確な支援の実施に向け、母子保健情報を効率的に管理するための方策について検討する。

検討まとめ

別紙資料参照。

検討経過及び検討内容

第1回 平成25年5月31日 母子保健部会検討事項確認、母子保健業務の重点化の方策

第2回 平成25年6月28日 母子保健業務の重点化の方策

第3回 平成25年7月31日 母子保健業務再構築に向けた今後の乳幼児健康診査事業のあり方

第4回 平成25年8月28日 乳幼児健康診査事業の見直し

第5回 平成25年10月18日 乳幼児健康診査事業見直しに伴う課題への対応、妊娠期から産後の相談支援

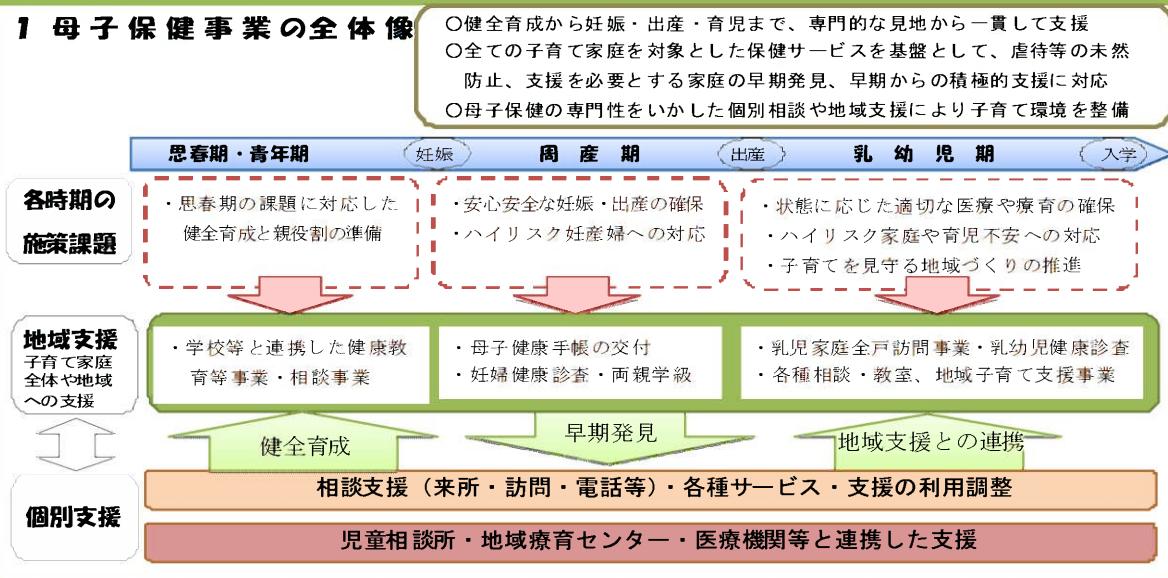
第6回 平成25年11月29日 妊娠期から周産期の支援について、部会まとめ

部会員名簿

部会長	林 さわ子（多摩区保健福祉センター所長）
副部会長	吉田 悅子（多摩区保健福祉センター児童家庭課長）
部会員	矢島 久枝（川崎区保健福祉センター児童家庭課児童家庭相談サポート担当係長） 山崎 みゆき（川崎区保健福祉センター児童家庭課児童家庭相談サポート担当主任） 山田 真理子（幸区保健福祉センター児童家庭課児童家庭相談サポート担当主任） 菅野 涼子（中原区保健福祉センター児童家庭課児童家庭相談サポート担当主任） 福川 祥子（高津区保健福祉センター児童家庭課児童家庭相談サポート担当職員） 桜井 亮平（宮前区保健福祉センター児童家庭課児童家庭相談サポート担当職員） 正木 久美子（多摩区保健福祉センター児童家庭課児童家庭相談サポート担当係長） 中村 すみ子（麻生区保健福祉センター児童家庭課児童家庭相談サポート担当係長） 梅澤 直美（こども本部こども家庭センター南部児童相談課担当係長） 戸田 真司（健康福祉局健康安全部健康増進課担当係長） 高梨 祥恵（健康福祉局健康安全部健康増進課担当係長） 村山 智子（健康福祉局総務部庶務課課長補佐） 渡邊 光俊（こども本部子育て施策部こども企画課長） 大原 芳信（こども本部子育て施策部こども企画課担当係長）
事務局長	堀田 彰恵（こども本部こども支援部こども家庭課長）
副事務局長	永井 麻由美（こども本部こども支援部こども家庭課母子保健係長）
事務局員	金濱 大介（こども本部こども支援部こども家庭課職員） 寺島 志保（こども本部こども支援部こども家庭課職員）

子育て家庭への的確な支援と子育てを見守る地域づくりに向けた母子保健事業の充実・強化

1 母子保健事業の全体像



2 母子保健事業の課題

子育てを取り巻く状況

○3歳未満の子どもの約7割が家庭で養育されている

○子育て中の親の多くが孤立感、不安感を抱いている

(背景)

- 核家族化・少子化の進行
- 市外からの転入者の増加
- 地域とのつながりの希薄化
- 乳幼児と接する経験なく親となり育児のイメージのない人が増加。
- インターネット等による育児情報の氾濫
- 子育てにかかる経済的負担の増加
- ひとり親家庭の増加

母子保健事業の課題

事業の特性を活用して、個別支援・地域支援の拡充を図ることが必要

事業の特徴

- ★全数対象
- ★重層的支援
- ★専門性

活用

拡充
個別支援
地域支援

3 母子保健事業の今後の方向性

子育ての課題、ライフスタイル、社会資源の変容、市民ニーズ等を踏まえて、
保健サービスの手法を検討し、個別支援と地域支援を充実・強化する

保健サービスの
新たな手法の検討

乳幼児の成長・発達に則した健康診査事業の実施
及び要支援家庭の把握と支援の充実

- 医療技術が進歩し、周産期等の早い段階から異常が発見されやすくなったことや、予防接種法の改正等により地域のかかりつけ医を早期に持つことの必要性の高まりから、乳幼児健診の時期と回数、方法等の現状と課題について検討する。
- 妊婦・乳幼児健診の実施における医療機関との支援連携システムを構築し、支援の必要な家庭の把握と支援の充実を図る。

個別支援の強化

育児不安の軽減
虐待リスク等の早期発見・
早期対応システムの構築

- 育児不安の軽減に向けて、妊娠、出産及び育児等に係る普及啓発や相談支援の充実を図るとともに、産後の不安の高い時期における個別支援の充実を図る。
- 母子健康手帳交付、妊婦健康診査、乳児全戸訪問、乳幼児健診等から把握される多くの情報を一元的に管理し、必要な支援の分析や健診未受診者等ハイリスク家庭の把握とアプローチを効率的、効果的に推進する。
- 多様なニーズに対し柔軟かつ的確に対応するため、多職種協働による継続的な個別支援の実施と母子保健事業の推進を図る。

地域支援の強化

専門性を活かした
地域の子育て関係団体への
支援の充実

- 児童家庭課とこども支援室との連携による施策の展開 地域子育て支援センター等の社会資源が充実してきたことを踏まえ、関係部署が連携して地域の子育て関係団体・関係者への支援を行う手法により、子育て支援の質的・量的な拡充を図る。

《児童家庭支援部会》

関連する主な基本方針

基本方針3 「早期発見・早期対応の充実」 基本方針4 「専門的支援の充実・強化」

検討内容

◎ケース管理手法の検討

ケース管理手法を検討するとともに児童家庭課におけるケース管理のあり方及び考え方の整理を行う。

◎ケース検討会議の定期的な実施

継続した支援の必要性の判断や担当職員の選任、アセスメント・支援方針等を決定するために、定期的にケース検討会議を実施する。

◎要保護児童対策地域協議会による連携の強化

区代表者会議、連携調整部会、個別支援会議を通じ関係機関との連携を強化し、情報の共有を図る。

検討まとめ

別紙資料参照。

検討経過及び検討内容

第1回 平成25年6月5日 区役所児童家庭課におけるケース管理

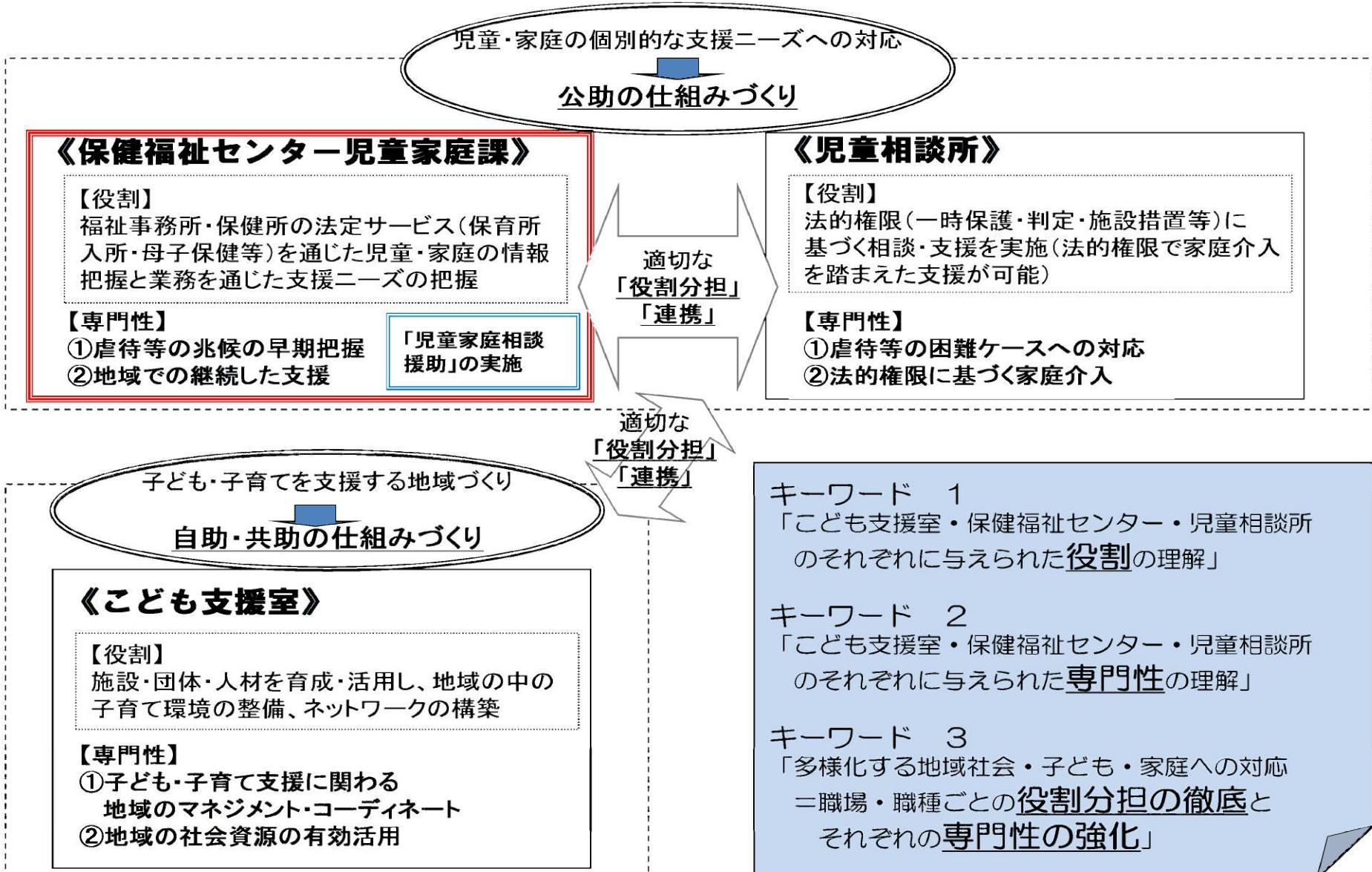
第2回 平成25年7月2日 区役所児童家庭課におけるケース管理

第3回 平成25年12月2日 平成25年度児童家庭支援部会まとめ

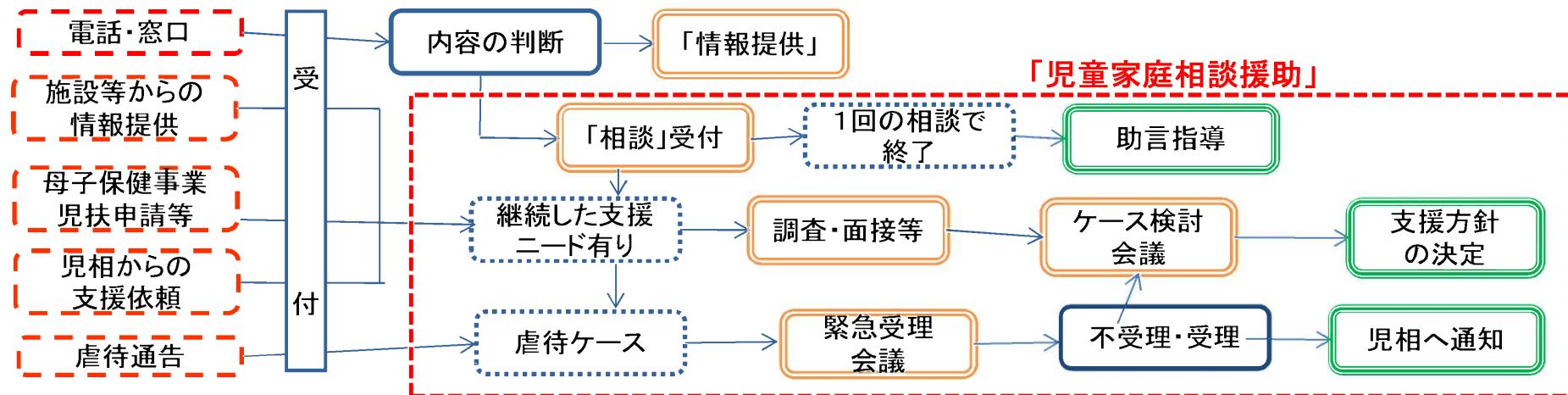
部会員名簿

部会長	鹿俣 和氏（宮前区保健福祉センター副所長）
副部会長	佐藤 慎子（幸区保健福祉センター児童家庭課長）
部会員	松本 直子（川崎区保健福祉センター児童家庭課児童家庭相談サポート担当職員）
	高和 浩美（幸区保健福祉センター児童家庭課児童家庭相談サポート担当主任）
	江渡 星子（中原区保健福祉センター児童家庭課児童家庭相談サポート担当職員）
	坂口 正浩（高津区保健福祉センター児童家庭課児童家庭相談サポート担当主任）
	羽生 知子（宮前区保健福祉センター児童家庭課児童家庭相談サポート担当主任）
	神津 陽子（多摩区保健福祉センター児童家庭課児童家庭相談サポート担当職員）
	堀口 康太（麻生区保健福祉センター児童家庭課児童家庭相談サポート担当職員）
	石田 博己（こども本部こども家庭センター南部児童相談課職員）
	久保 知美（こども本部こども家庭センター中部児童相談所心理支援係長）
	加瀬 真樹子（こども本部こども家庭センター北部児童相談所職員）
	右田 佳子（健康福祉局総務部庶務課課長補佐）
	永井 麻由美（こども本部こども支援部こども家庭課母子保健係長）
	進藤 瞳太（こども本部こども支援部こども福祉課職員）
	大原 芳信（こども本部子育て施策部こども企画課担当係長）
事務局長	添島 節子（こども本部こども家庭センター総合支援課長）
副事務局長	保科 健（こども本部こども家庭センター総合支援課地域連携・虐待対策係長）
事務局員	宗田 基功（こども本部こども家庭センター総合支援課職員）
	石川 佳代子（こども本部こども家庭センター総合支援課職員）

平成25年度 児童家庭支援部会 まとめ



児童家庭相談サポート担当 「児童家庭相談援助」の実施



《ケース管理办法の検討》

- ◎ケース管理办法の検討・確認(児童家庭課におけるケース管理のあり方・考え方の整理)
- ◎相談帳票類の整理・作成(1回の相談で終了: 相談票を使用 継続した支援: 児童記録票の作成)
- ◎ケース管理办法の検討に合わせた統計業務の整理(厚労省「福祉行政報告例」の「市町村児童相談」の統計)

《ケース検討会議の定期的な実施》

- ◎会議の開催頻度: 原則として毎月1回以上は開催
- ◎会議内容 : 継続した支援の必要性(受理)の判断・担当職員の選任
アセスメント・支援方針の決定・モニタリングの再アセスメント

《要保護児童対策地域協議会による連携の強化》

- ◎区代表者会議: 関係機関の相互の役割の理解・実務者レベルでの関係性の確保・共通認識の醸成
- ◎連携調整部会: 区↔児相による定期的なケース進行管理(ケース情報の共有・連携方針の確認)
- ◎個別支援会議: 個別ケースに係る関係機関の担当者による具体的な支援内容の検討

《児童相談所部会》

関連する主な基本方針

基本方針3 「早期発見・早期対応の充実」 基本方針4 「専門的支援の充実・強化」

基本方針5 「社会的養護の充実」

検討内容

◎一時保護所の運営の見直し

保護所運営の多様性に対するバランスよい対応、保護所職員のアセスメント機能を強化する。

◎里親支援の充実

里親登録数の増加に向けた対応及び里親支援の充実を図る。

◎家族支援の取組強化

保護者支援の個別プログラムの充実及び家庭復帰に向けたアセスメントの強化を図る。

◎組織マネジメントの強化、総合的なアセスメント機能の強化

児童相談所進行管理ソフトを活用した児童相談所間での情報共有を徹底する。

検討まとめ

別紙資料参照

検討経過及び検討内容

第1回 平成25年 6月14日 児童相談所の専門的支援の充実・強化、児童相談所における諸課題の整理

第2回 平成25年 8月12日 保護所運営に関するガイドラインに策定、家族再統合の取組強化に向けた論点整理

第3回 平成25年12月 2日 平成25年度児童相談所部会まとめ

部会員名簿

部会長	山口 佳宏 (こども本部こども家庭センター所長)
副部会長	志村 礼子 (こども本部こども家庭センター総合支援課担当課長)
部会員	出路 幸夫 (こども本部こども家庭センター南部児童相談課担当係長) 豊月 智子 (こども本部こども家庭センター南部児童相談課職員) 白石 稔雄 (こども本部こども家庭センター南部児童相談課職員) 佐藤 麻美 (こども本部こども家庭センター南部児童相談課職員) 鎌田 智之 (こども本部こども家庭センター南部児童相談課職員) 春日 勉 (こども本部こども家庭センター中部児童相談所担当係長) 永山 友里江 (こども本部こども家庭センター中部児童相談所相談支援第2係長) 草野 美香 (こども本部こども家庭センター中部児童相談所主任) 森山 茂 (こども本部こども家庭センター中部児童相談所職員) 加藤 正伸 (こども本部こども家庭センター北部児童相談所担当係長) 浅川 裕子 (こども本部こども家庭センター北部児童相談所心理支援係長) 中村 直子 (こども本部こども家庭センター北部児童相談所職員) 三ツ橋 愛 (こども本部こども福祉課職員) 大原 芳信 (こども本部こども企画課担当係長)
事務局長	添島 節子 (こども本部こども家庭センター総合支援課長)
副事務局長	保科 健 (こども本部こども家庭センター総合支援課地域連携・虐待対策係長)
事務局員	宗田 基功 (こども本部こども家庭センター総合支援課職員) 石川 佳代子 (こども本部こども家庭センター総合支援課職員)

平成25年度 児童相談所部会 まとめ

《児童相談所における専門的支援の充実・強化に向けた方向性》

※「児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」の内容を踏まえて

☆児童相談所における専門性の二面性

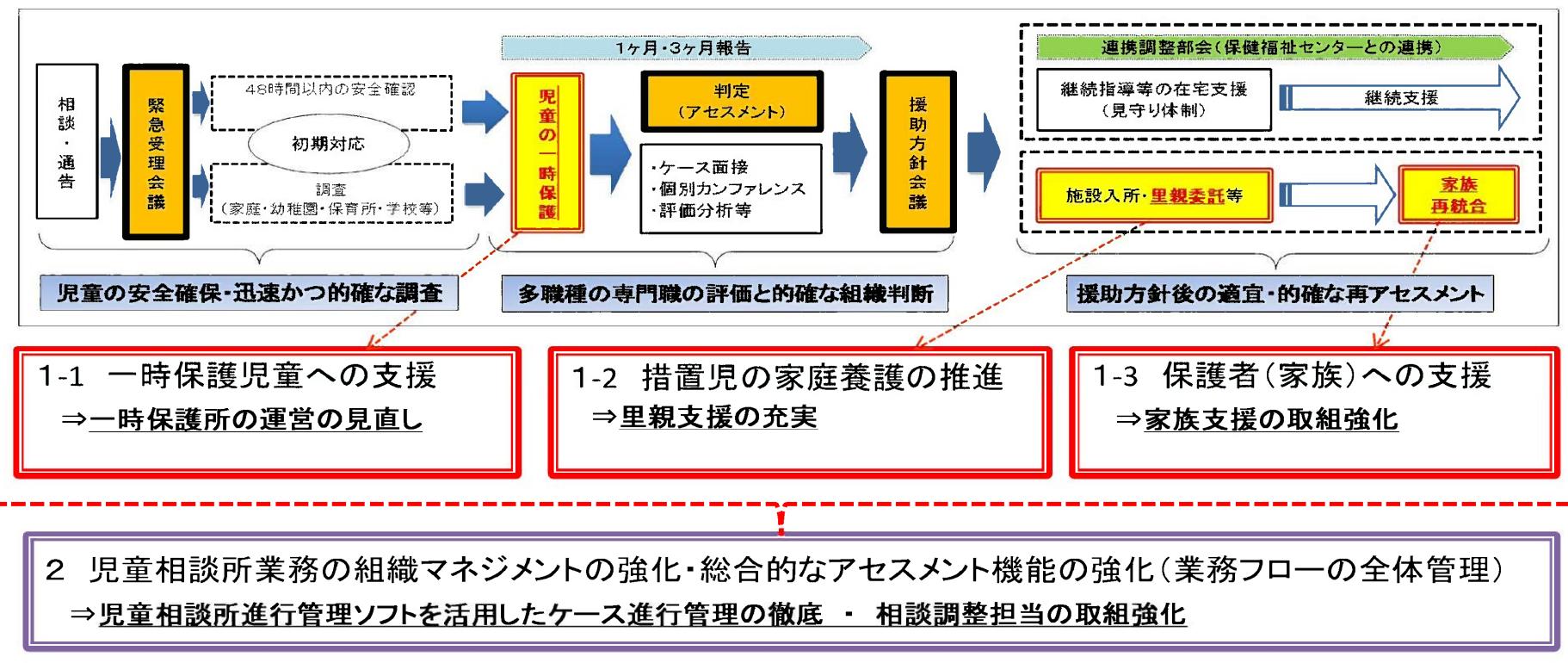
ニーズに基づく児童・保護者への支援(同意と承諾) ⇄ 法的権限に基づく児童・保護者等への介入(同意不要・子の権利優先)

☆児童相談所における専門性強化のコンセプト

1 児童の処遇向上と家族支援の充実 ⇒ 児童及び保護者(家族)の課題に応じた二面性と個別ケアに重視した相談・支援

2 業務全体の組織マネジメントの強化 ⇒ 業務の全体把握を踏まえた迅速かつ的確な組織判断(ケース進行管理・アセスメント)

《児童相談所における相談支援の業務フローを踏まえた取組事項の重点化》



1-1 一時保護所の運営の見直し

《一時保護所の概要》

【一時保護の目的】

- 保護の側面:監護者不在、虐待等からの児童の安全確保
- 判断の側面:適切な判断を行うための児童の行動観察
- 里親等からのレスパイト及び振り返り目的の支援

【一時保護の特性】

- 保護の期間:原則として2ヶ月を超えてはならない
- 保護の強行:必要に応じて保護の同意が不要
- 行動の制限:学校の通学や外出等の行動に制限有り

【一時保護児童の支援の基本的な考え方】

(一時保護の特性を考慮しながら)

- 1 心身ともに、児童にとって安全・安心な生活の場であること
- 2 児童の心身の状況、児童自身の気持ちについて行動診断を行い、児童相談所のアセスメントに活かしていくこと

《一時保護所の課題》

- 1 **保護所運営の多様性**: 生活↔安全確保(運営の二面性)、年齢・性別・背景(虐待・非行・障害など)がそれぞれ異なる児童への援助
- 2 **行動観察の専門性** : 保護所職員(児童指導員・保育士)のアセスメントに関わる役割とその専門性

《見直しの方向性》

1 多様性に対するバランス良い対応

⇒多様な背景を持つ児童の個別性の尊重と、保護所全体の安定かつ公平な運営という、場合によっては相反する課題を克服

2 保護所職員のアセスメント機能の強化

⇒児童相談所における総合的アセスメントの一翼を担う保護所の役割とその専門性を明確化

《方向性を踏まえた取組》

1 保護所運営に関するガイドラインの策定

- ★「一時保護所ガイドライン」の策定
 - ★「緊急対応ガイドライン」の策定
- ※平成25年度中の取組

2 行動観察に関する専門性の強化に向けた検討

- ★行動観察に関する保護所職員の専門性の強化
- ※平成26年度以降の取組

1-2 里親支援の充実

《里親制度の概要》

【里親の種類】

- ◎養育里親：児童福祉法に基づく要保護児童の養育
- ◎専門里親：専門里親研修を受講した里親
- ◎縁組里親：養子縁組によって養親なることを希望する里親
- ◎親族里親：3親等以内の扶養義務のある親族であり、監護する者の死亡などにより養育が期待できない児童の養育を行う里親
- ◎ふるさと里親：長期休暇等を利用して、施設等で生活している子どもの養育を行う

〔側面1〕

- 家庭での養育が困難な子どもに対して、家庭環境のもとで養育
- 個別的・継続的な人間関係による愛着形成
- ☆里親は家庭で養護する理想的な形態の社会的養護

〔側面2〕

- 里親が持つ子どもに対する愛情とボランティア精神に基づく制度
- 児童福祉・社会的養護の専門性を個人の力に委ねている
- ☆里親の個人の資質に頼っている制度

《里親制度の現状の課題》

- 1 委託可能な里親の不足：里親の高齢化やマッチングの問題により里親への児童の委託率は約50%
- 2 日常的・専門的な支援の必要性：被虐待児や発達障害等、専門的な養育が求められる児童の増加

《里親制度の充実に向けた方向性》

- 1 里親登録数の増加に向けた対応
⇒家庭養護を必要とする児童に適切な生活環境を確保するため、里親登録数の増加を図る。
- 2 里親支援の充実
⇒里親の孤立化の防止、養育困難な児童に対する里親へのフォローの強化

《方向性を踏まえた取組》

- ★新規登録に向けた広報・啓発の強化
 - ★ふるさと里親の拡充
 - ★未委託里親の状況把握
-
- ★児童相談所による委託推進体制の充実
 - ★里親支援機関の充実、関係機関による連携の強化
⇒相談体制の充実・里親研修の実施

1-3 家族支援の取組強化

《家族支援の必要性》

【保護者(家族)支援の基本的な考え方】

- ◎児童の安全と健全な成長・発達を保障するため、児童相談所に家庭分離の法的権限を付与
- ◎しかしながら、児童の養育の場は家庭が基本原則であり、**家族再統合に向けた家族支援は行政の責務**

【H16虐待防止法改正】

- ◎「親子の再統合の促進への配慮」について行政の責務を明記

【H20厚労省通知】

- ◎「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」

【H23川崎市児童福祉審議会報告】

- ◎措置解除時のアセスメント及び保護者支援の必要性を指摘

《家族再統合の課題》

1 **保護者への個別的な支援**: 虐待の事実を受け止め、子どもと再度向き合うための支援が必要
⇒個別的かつ丁寧なプログラムに基づく継続的な保護者支援が必要

2 **家庭復帰の的確な判断** : 虐待再発のリスクが伴うので、家庭復帰には十分な見極めが必要
⇒複数の職員によるチームアプローチ & 十分な組織判断が必要

《家族支援の方向性》

1 **保護者支援の個別プログラムの充実**
●子育ての再学習 ●親子関係の修正・改善
●地域での安定した生活に向けたプログラム

2 **家庭復帰に向けたアセスメントの強化**
●家庭復帰に向けた安全なステップと一貫した支援
●チームアプローチと組織判断の徹底

《方向性を踏まえた取組》

★家族支援の充実に向けた保護者支援プログラムの事業化(具体化)
★家庭復帰に向けた事例の積み上げと再統合プログラムの検証
★家庭復帰に向けたアセスメントのルール化

☆上記3点の取組を推進するために、こども本部・児童相談所・保健福祉センターが一体となって検討
☆児童相談所における取組の明確化

1-4 組織マネジメントの強化・総合的なアセスメント機能の強化

《児童相談所が行う高度な相談対応》

相談対応は、児童・保護者の生育史・医療情報・家庭環境・地域環境・関係機関の関わりなど、あらゆる背景を1つずつ紐解くことから始まる。

そして、児童・保護者やそれらを取り巻く関係機関との関係性を最大限築き上げながら支援を行う一方、場合によっては、家庭状況の変化等によって即座に家庭介入・親子分離などケースとの関係性を崩しながらも、法的権限を活かした対応を行う。

★幅広い専門性(知識)

※法律・制度・福祉＆保健医療等の専門性

★優れた調整能力

★迅速かつ的確な判断(決断)能力

《児童相談所業務の充実に向けた基本的な考え方》

1 児童相談所業務の組織マネジメント(ケースワークの全体管理)

◎強度の家庭介入や対応困難事例など、重要な局面で組織として迅速かつ的確な判断を行うために、個々のケースワークの全体像を効率的・効果的に把握して管理する。

2 総合的なアセスメント(多角的な視点に基づく評価)

◎児童・保護者等に対する援助方針を決定する過程で、児童相談所の多職種の専門職(児童福祉司、児童心理司、医師、児童指導員、OT、PT、ST等)が評価を行う。

★『ケースワークの全体管理』・『多角的な視点に基づく評価』のための有効な手段

児童相談所進行管理ソフトの活用

《児童相談所進行管理ソフトの特徴》

「収集すべき情報の標準化:情報管理」
「的確なリスクアセスメント:虐待リスク管理」
「対応経過の『見える化』:プロセス管理」
「意志決定の『見える化』:意思決定管理」
⇒日々変化するケース状況の組織的進行管理

【現状の課題】

◎3児相が行うケース進行管理手法、業務フローの統括管理
◎児童・家庭に対する医療専門職・保護所・家族支援チームによる評価の連携強化
◎市内転居時の迅速かつ効果的な情報共有

《課題解決に向けた取組》

★各児童相談所それぞれに導入している児童相談所進行管理ソフトを活用した児相間の情報共有の徹底
⇒児童相談所進行管理ソフトの3児相ネットワーク化

《ネットワーク化の効果》

◎各児童相談所の実情把握と業務統括管理の徹底
◎多職種の評価をタイムリーに連携させ、児童・保護者に関する情報を全て集約させた上で、迅速かつ的確な援助を決定する。



KAWASAKI CITY

川崎市

2014（平成26）年2月
川 崎 市

（問合せ先）

川崎市市民・こども局こども本部児童家庭支援・虐待対策室

電話：044-200-0084

FAX：044-200-3638

E-mail：25zidoka@city.kawasaki.jp



オレンジリボンには
児童虐待を防止するというメッセージが込められています。